平成３０年（フ）第１２７号
北九州市若松区修多羅２丁目28番６号
債務者　株式会社杉本精工
代表者代表取締役　杉本　文博
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今里　晋也
４　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７２２号
埼玉県所沢市大字下安松252番地２
債務者　新倉食品株式会社
代表者代表取締役　新倉　秀明
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
４　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後３時20分
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５号
栃木県那須塩原市塩原684番地
債務者　有限会社ホテルさかもと
代表者代表取締役　手塚　秀男
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高田　直之
４　破産債権の届出期間　平成30年４月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第６０号
岡山市北区大供１丁目６番17号
債務者　株式会社ＬｉｆｅＳａｉｔｏ
代表者代表取締役　齋藤　達也
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
４　破産債権の届出期間　平成30年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前10時20分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１３６号
北九州市小倉南区長尾４丁目22番８号
債務者　早川　ゆみ
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　陽代
４　破産債権の届出期間　平成30年４月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県肝属郡錦江町神川3445番地３、前住所鹿児島県鹿屋市西原１丁目23番４号
債務者　山王　大輔
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤尾　直人
４　破産債権の届出期間　平成30年４月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
鹿児島県肝属郡錦江町神川3445番地３、前住所鹿児島県鹿屋市西原１丁目23番４号
債務者　さんのうふぁーむこと　山王　典子
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤尾　直人
４　破産債権の届出期間　平成30年４月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
岡山市北区富原3058番地
債務者　齋藤　達也
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
４　破産債権の届出期間　平成30年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２号
奈良市法蓮町1320番地の２
債務者　櫻井　敬祐
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
４　破産債権の届出期間　平成30年５月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目23番３号
債務者　白濵みどり
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
４　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３号
青森市金沢３丁目５番25号　翠甲荘11号
債務者　工藤　花子
１　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　真悟
４　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
三重県員弁郡東員町大字大木2254番地２
債務者　中村　髙子
１　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷部拓哉
４　破産債権の届出期間　平成30年５月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
静岡県富士市中野300番地の１
債務者　谷米　和也
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　峻弘
４　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１２７６号
東京都墨田区東向島５丁目18―１―212
債務者　福田　　登
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　隆次
４　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３０４号
栃木県宇都宮市陽東４丁目６―17
債務者　小野　真一
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北澤　龍也
４　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部